

労組法上の労働者性における判断基準比較表(5)

| | 新国立劇場運営財団事件 | | | INAXメンテナンス事件 | | |
|----------------|---|--|---|---|---|--|
| | 中労委命令 | 高等裁判所判決 | 最高裁判所判決 | 中労委命令 | 高等裁判所判決 | 最高裁判所判決 |
| 基本的考え方 | ○自己の計算に基づいて事業を営む自営業者の他は、他人の指図によって仕事をし、そのために提供した役務に対価が支払われている限り、広く労組法上の労働者にあたる。 | ○使用者と労働者との間の指揮監督関係は、労働力の配置がされている状態を前提とした業務遂行上の指揮命令ないし支配監督関係という意味においても用いられるほか、業務従事ないし労務提供の指示等に対する諾否の自由という趣旨をも包含する多義的な概念であり、労組法上の労働者に該当するかどうかの判断に当たり、これらの多義的な要素の一部分だけを取り出して論ずることは相当ではない。 | — | — | ○労組法上の労働者は、使用者との賃金等を含む労働条件等の交渉を団体行動によって対等に行わせるのが適切な者、すなわち、他人(使用者)との間において、法的な使用従属の關係に立って、その指揮監督の下に労務に服し、その提供する労働の対価としての報酬を受ける者をいうと解するのが相当。 | — |
| 組織への組み込み | ○財団が個別契約締結以前に基本契約を締結しておく目的は、年間の全個別公演について、一定の技能を有する合唱団員をより簡易な手続きで安定的に確保することにあつたと推測することができる。 ※命令では「出演拒否の自由」として判断。 | ○契約メンバーによる、歌唱技能という債務の提供では、オペラ公演における各メンバーの持ち場(合唱団におけるパート等)が自ずと決まっているため、財団が契約メンバーの労働力を事業目的の下に配置利用する裁量の余地があるとは考えられない。 | ○基本契約は、一定の歌唱能力を有する者を、原則として年間シーズンの全公演への出演が可能である契約メンバーとして確保することにより、財団の各公演を円滑かつ確実に遂行する目的で締結されている。 ○契約メンバーは、各公演の実施に不可欠な歌唱労働力として財団の組織に組み入れられていたものというべき。 | ○会社の主たる事業である製品の修理等はほとんどがCEによって担われている。 ○会社はCEに研修や一定の業務経験を積ませて必要な業務を習得させ、恒常的に当該業務を担わせており、会社の事業自体、CEなくして成り立つものではない。 ○会社は、顧客との関係においてCEを会社の従業員として取り扱っている。 ○以上から、CEは会社組織に組み込まれていると判断される。 | ○会社の修理補修業務はCEが担っているなどの事情があるが、CEが会社の発注を理由なく拒絶しても債務不履行にならないこと、CEは会社から受注する他、自ら営業主体となって修理補修等の業務を行うことができるため、CEが会社の労働力として会社組織に組み込まれていると評価することは困難。 ○各CEと調整しつつその業務日及び休日を指定し、日曜日及び祝日についても各CEが交替で業務を担当するよう要請していた。 ○CEは会社の事業の遂行に不可欠な労働力として、その恒常的な確保のために会社の組織に組み入れられていたものとみるのが相当。 | ○会社は、主として590名いるCEをライセンス制度やランキング制の下で管理し、全国の担当地域に配置を割り振って日常的な修理補修等の業務に対応させていた。 ○各CEと調整しつつその業務日及び休日を指定し、日曜日及び祝日についても各CEが交替で業務を担当するよう要請していた。 ○CEは会社の事業の遂行に不可欠な労働力として、その恒常的な確保のために会社の組織に組み入れられていたものとみるのが相当。 |
| 判断要素 | ○合唱団員がいかなる態様で合唱技能を提供するかは、財団が一方的に決定しており、出演業務の内容の決定について契約メンバーに権限があるとは認められない。 ※命令では「契約メンバーの業務の内容」として判断。 ○報酬の発生の有無、金額の多寡についても、契約メンバーの決定・計算が介入する余地はない。 ※命令では「報酬に関する決定及び計算」として判断。 | ○一つの公演を区切りとした具体的契約関係に入るか否かの判断を契約メンバーが留保していることは格段に大きい要素。 ○個別公演における報酬等の条件は財団が一方的に決定しているが、契約メンバーには財団以外との契約や自らソリスト等として活動する自由があり、その自由の大きさと比較すれば、契約メンバーに提示するメニューの内容を決定することは相対的に小さな要素。 | ○財団は、基本契約の内容を一方的に決定し、シーズン中の公演件数、演目、稽古日程等、契約メンバーが歌唱の労務を提供する態様も一方的に決定しており、契約メンバーの側に交渉の余地はなかった。 | ○覚書締結の経緯をみると、CEは会社の定める契約内容を事実上一方的に受け入れざるを得ない立場にあり、他方、会社は覚書で、業務の内容、遂行の方法等を詳細に定めている。 ○CEの報酬額は一方的に定められ、会社と個々のCEとが個別に協議交渉して決定・変更する余地がなく、かつ、想定されていない。 ○契約内容は、会社が覚書に基づき一方的に決定している。覚書の内容をCEの希望で変更した例の疎明もない。 | ○会社とCEとの委託業務の性質上、一方的に定めるを得ないものに過ぎない。 | ○会社とCEとの業務委託契約の内容は、会社の定めた覚書によって規律されており、個別の修理補修等の依頼内容をCEが変更する余地がなく、会社がCEとの契約内容を一方的に決定していた。 |
| 報酬の労務対価性 | ○報酬は、契約メンバーが財団の決定した契約に拘束され、財団の指示に従って役務を提供した場合に支払われる。また、報酬は、財団が決定した算定基準、方法に従って支払われるから、労務対価性がある。 ○各種稽古手当があつた時期は、基本的には歌唱時間の多寡によって金額が決まる。その後、各種稽古手当が廃止されたのは、算定方法を一本化し、簡略にしたものと認められるため、報酬の性質は役務の対価である。 | ○契約メンバーの財団からの報酬等に対する収入の依存度といった経済的な側面は、各契約メンバーがその自由な意思で個別公演出演契約の締結を判断する過程で考慮される一要素にすぎない。 | ○契約メンバーは、財団の指示に従って公演及び稽古に参加し歌唱の労務を提供した場合に、基本契約書で定めた方法等で算定された報酬の支払いを受けていた。 ○予定時間を超えて稽古に参加した場合には超過稽古手当も支払われていた。 ○報酬の金額の合計は年間約300万円であった。 ○以上から、当該報酬は歌唱の労務の提供それ自体の対価である。 | ○CE以外の第三者に業務を代替させることは全く想定されていない。 ○報酬は出来高制だが、額は会社の約款で決定され、会社とCEとが個別に協議交渉して決定・変更する余地はない。 ○業務の内容が同一の場合でも、担当CEのランクによって報酬の支払い比率に格差を設けており、仕事の完成に対する報酬という色彩は薄い。 ○CEの報酬は、毎月1回以上・一定日に支払われ、CEが休日又は時間外に業務を行ったときは、委託修理技術料等に加えて所定の金額が支払われている。 ○以上から、CEの受ける報酬は、労務対価性が是認される。 | ○全国一律の標準額を基本としているものの、CEの裁量による増額を認めた上で出来高制で報酬が支払われている。 | ○CEの報酬は、会社による個別の業務委託に応じて修理補修等を行った場合に、会社があらかじめ決定した顧客等に対する請求金額に、会社が決定した一定率を乗じ、これに時間外手当等に相当する金額を加算する方法で支払われていたものであるから、当該報酬は労務の提供の対価の性質を有する。 |
| 業務の発注に対する諾否の自由 | ○財団は、試験合格者のうち、原則としてシーズン中の全個別公演に出演できる者を選別して契約メンバーとしており、契約メンバーが後に個別公演の出演に応じないことは、事例としても件数としても例外的との認識だった。 ○契約メンバーは、発注に応じなければ財団の意向に反し、基本契約を無催告解除されるか、契約方式を変更されるなどの不利益を蒙る虞があることを念頭に置いて、諾否を決することを余議なくされる。 ○少なくとも当該シーズンの全個別公演に出演できることを前提として基本契約を締結した者については、個別契約の締結についての諾否の自由は、相当程度まで制約されていた。 | ○基本契約上、個別公演の出演義務はない上、基本契約を締結した契約メンバーが自己都合により個別公演に出演しないことで、これまで法的責任の追及を受けたことはないし、事実上不利益を被ったこともない。 ○次年度以降の基本契約の締結にて、当該シーズンで個別公演に参加しなかったことが考慮され得ることは否定できないが、それは財団が契約締結の際に判断要素とするかどうかの問題であつて、基本契約から個別公演への出演が法的に義務付けられるかとは別次元。 | ○基本契約を締結する際、契約メンバーは財団から、全ての個別公演に出演するために可能な限りの調整をすることを要望されていた。 ○基本契約書の条項に個別公演出演契約の締結を義務付ける旨を明示する規定がなく、契約メンバーが個別公演への出演を辞退したことを理由に財団から再契約において不利な取り扱いを受けたり制裁を課されたりしたことがなかったとしても、そのことから直ちに、契約メンバーが何らの理由もなく全く自由に公演を辞退できたとはいえない。 ○契約メンバーが個別公演への出演を辞退した例は僅かだった。 ○これらを鑑みると、各当事者の認識や契約の実際の運用においては、契約メンバーは基本的に財団からの個別公演出演の申込みに応ずべき関係にあった。 | ○CEが会社からの業務依頼を断るのは、既に別々の業務依頼を受けていて対応できない場合にほぼ限られていた。 ○各CEは、いったん会社から割り振られたエリアを削減されることを危惧し、業務依頼を自由に拒否できる立場にはない。 ○CEが会社からの業務依頼を断ることは事実上困難。 | ○個別の業務は、個別業務委託契約の締結によって行っている上、その際、基本契約とは無関係の理由で拒絶することが認められている。 ○個別業務委託契約を拒絶した場合に、会社は債務不履行とは解しておらず、CEを不利益に扱うことはない。 ○CEと発注連絡が取れなかったとしても会社は基本契約の債務不履行に該当するとはしていない。 | ○CEは、会社から修理補修等の依頼を受けた場合、直ちに遂行するものとされ、CEが承諾拒否を行う割合は1%弱であった。 ○1年間の業務委託契約は会社の異議があれば更新されないものとされていた。 ○CEの承諾拒否を理由に債務不履行責任を追究されることがなかったとしても、各当事者の認識や契約の実際の運用においては、CEは会社からの個別の修理補修等の依頼に応ずべき関係にあった。 |

労組法上の労働者性における判断基準比較表(5)

| | | 新国立劇場運営財団事件 | | | INAXメンテナンス事件 | | |
|------|---------------------|---|---|--|--|---|--|
| | | 中労委命令 | 高等裁判所判決 | 最高裁判所判決 | 中労委命令 | 高等裁判所判決 | 最高裁判所判決 |
| 判断要素 | 業務遂行への日時・場所・態様等への拘束 | <p>○契約メンバーは、個別契約の内容に従って出演業務が遂行されるよう、財団が行う指揮監督に服する義務を負う。</p> <p>○稽古に欠席、遅刻等をすればその程度に応じて報酬を減額される。</p> <p>○以上から、財団と契約メンバーの間には一定の指揮監督関係が認められる。</p> <p>○役務の性質上、その提供が集团的、一体的になされることは、労働契約にしばしばみられる一般的特徴であり、集团的舞台芸術もこの一例に過ぎない。</p> <p>○役務の性質に芸術性を有するという特殊性があることは、財団と契約メンバーの間の指揮監督関係を否定する根拠にはならない。</p> | <p>○オペラ公演のもつ集团的舞台芸術性に由来する諸制約以外には、法的な指揮命令ないし支配監督関係の成立を差し挟む余地はない。</p> | <p>○契約メンバーは、財団により一方的に決められた公演日程等に従い、財団が指定する日時、場所において歌唱の労務を提供していた。</p> <p>○歌唱技能の提供の方法や歌唱の内容については、財団の選定する者の指揮を受け、稽古への参加状況について財団の監督を受けていた。</p> <p>○以上から、契約メンバーは、財団の指揮監督の下で歌唱の労務を提供していた。</p> <p>○なお、公演や稽古の日時、場所等は財団が一方的に決定しており、契約メンバーが公演出演や稽古で劇場に行った日数は1年で約230日であったから、契約メンバーは時間的・場所的に一定の拘束を受けていた。</p> | <p>○会社は、覚書で委託業務の発注時間を定め、CEは業務日のこの時間帯については、常態として会社からの業務依頼の連絡に対応し、修理等業務を行い、会社に報告するとされている。</p> <p>○会社は、業務日及び休日の予定を事前にCEに聞いて協議するが、決定は会社が主導的に行っている。</p> <p>○CEには、携帯電話等により作業内容等が配信され、CEは業務日ごとに行動予定・経緯・結果等を会社に報告する。</p> <p>○CEが自らの裁量で行えるのは、せいぜい顧客への訪問スケジュールの調整程度であり、CEは受注後の業務遂行について会社の指揮監督下に置かれている。</p> <p>○業務遂行は、業務マニュアル等によって、会社が指定する方法によって行うことが義務付けられている。</p> <p>○CEの担当地域は、会社が決定しており、会社はCEの業務場所を拘束している。</p> <p>○業務を行う場所への直行直帰は、一般に広く行われている勤務形態であり、直行直帰することからCEの会社への従属性が低いということではできない。</p> <p>○会社はCEの業務能力について、従業員と同様の考課査定を行い、また、報告書を遅延したCEに対しては始末書の提出を求めて戒めることがある。CEは人事権や懲戒権の全くの対象外とは言えない。</p> | <p>○CEは制服の着用や名刺の携行、各種マニュアルに基づく業務の遂行が求められているものの、受注した修理補修等の業務を実際にいついかなる方法で行うかは、全面的にCEの裁量に委ねられている。</p> <p>○直ちに承諾拒否を連絡しなければ受託したとみなされ、休日を予め届け出る必要があり、発注連絡時間が定められている。また、制服の着用・業務終了後の各種報告・研修やエリア会議への出席が求められ、会社の認定制度やランキング制度により報酬額が左右され、規定に反した場合に厳重注意や契約解除などがされることがある。</p> <p>○以上の点は、住宅設備機器の修理補修等という本件における基本的業務委託契約の受託内容による制約にすぎない。</p> | <p>○CEは、会社が指定した担当地域内において、決められた時間内に会社から発注連絡を受けることになっていた。</p> <p>○顧客先に赴いて業務を行う際、会社の制服を着用し、その名刺を携行していた。</p> <p>○業務終了時には、業務内容等に関する所定のサービス報告書を会社に送付するものとされていた。</p> <p>○会社から、作業手順、心構え、接客態度等までが記載されたマニュアルの配布を受け、これに基づく業務の遂行を求められていた</p> <p>○以上から、CEは会社の指揮監督の下に労務の提供を行っており、場所的・時間的にも一定の拘束を受けていた。</p> |
| | 専属性 | <p>○契約上、契約メンバーは併業を禁止されていないが、確定スケジュールの提示が実質的に公演前1ヶ月であること、一般の歌唱技能者が技能を換価する市場が乏しいこと等の諸事情から、事実上、収入を得られる併業を確保することは困難。</p> <p>○財団と契約メンバーとの間には、これを専属性と表現するか否かはともかく、相当程度の拘束性が存在するものと認められる。</p> | — | — | <p>○CEの業務日の業務の態様、会社からの業務依頼を断ることは例外的であること、CEは顧客から直接製品の修理等の業務を受注することが禁じられていることから、CEが会社以外から業務依頼を受けることは事実上困難であり、CEは会社との間で強い専属的拘束関係にある。 ※命令では「諾否の自由」として判断。</p> | <p>○CEには自らが事業者となる業務の営業活動を重視するか、会社からの発注を積極的に受注するかの選択が可能。</p> | <p>○平均的なCEにとって独自の営業活動を行う時間的余裕は乏しかったものと推認される。</p> <p>○記録上もCEが自ら営業主体となって修理補修を行った例はほとんど存在しなかったことがうかがわれ、そのような例外的な事象を重視することは相当とはいえない。</p> |
| | 事業者性 | — | — | — | <p>○CEが自ら依頼された業務を他のCEに変更したり、2人作業とする際は会社に報告が必要。 ※命令では「指揮監督」として判断。</p> <p>○修理業務のための工具等は、会社が貸与するものと自己調達するものがあり、自己調達するものでも種類を会社が指定することがあるため、作業用工具・車両等の選定を会社が全面的にCEの裁量に委ねているとはいえない。 ※命令では「指揮監督」として判断。</p> <p>○CEは顧客から直接製品の修理等の業務を受注することは禁じられ、顧客との直接交渉で手数料等の額を決定することはできないから、自己の計算で事業を営んでいるとは到底認められない。</p> <p>○CEが源泉徴収を受けず、所得税、住民税等の確定申告をし、青色申告特別控除等の税制上の特典を利用していることをもって、労組法上の労働者性を否定することはできない。 ※命令では「報酬の労務対価性」として判断。</p> | <p>○会社は終了後の報告以外にCEの行動等について関知せず、CEが独自に営業活動を行い、収益を上げていることを認めている。</p> <p>○CEは自らが事業者となって業務を遂行する場合と、CEとして活動する場合の収益率の高低を判断して、会社からの受注の多寡を決めることができる。</p> | <p>○CE制度の対象者がCE制度の求める業務以外に主たる業務を行っていたり、複数の有資格者を雇い、複数の管轄営業所やサービスセンターを担当しているような場合には、純然たる業務委託契約であって、一般の外注契約関係と異ならない。</p> <p>○業務委託契約書の様式及びその内容は、専ら有資格者が自ら個人として直接の受託者となる場合を予定するものであり、過去においてもこれと異なる態様で本件業務委託契約が締結されたことをうかがわせる証拠は存在しない。</p> <p>○CEがCEとしての業務以外に主たる業務を有していることもうかがわれない。</p> <p>○CEの募集広告には「給与」等の項目の記載があり、外注者を募集する内容とは到底いえない。また、CE制度の説明文中にも、「健康診断」等の独立した事業者との契約内容にそぐわない事項が定められている。</p> <p>○会社がCEに携行させていた、名刺には氏名の下部に会社の会社名のみが記載されており、身分証として会社の会社名を記載して押印したものが発行されていた。</p> <p>○以上から、CEが労組法上の労働者に該当することは明らかであり、それを否定する余地はない。 ※補足意見中の記載。</p> |